関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一・八トン
三	二五トン
四	三六、七一五トン
五	一、一一五トン
六	二三トン
七	八トン
八	一七・○トン
九	三六、○五四トン
一○	七、七八三トン
一一	一三、六九七トン
一二	五一、九○三トン
一三	四、四五六、五五四トン
一四	九三八、九三七トン
一四の二	五○四、七四二トン
一五	六八七トン
一六	四、一○三トン
一七	一一○、二一五トン
一八	一二、七四○トン
一九	九六三トン
二○	三八三トン
二一	二二、八八六トン
二二	三四七トン
二三	五、三○八トン
二四	五四トン
二五	○トン
二六	四、八二一トン
二七	一三、六三○トン
二八	七トン
二九	二八六トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、四五六、五五四トン
一四	八八九、四五七トン

○財務省告示第五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年二月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万五千五百九十三トン

二　冷凍牛肉　二十四万二千二百四十一トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万六千二百七十一トン

二　冷凍牛肉　九万千八百五十九トン

○財務省告示第五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年二月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十一万九千六百四十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十一万九千六百七十四トン

○財務省告示第五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年二月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万七百十六トン

二　冷凍牛肉　十四万四千九百八十二トン

○文部科学省告示第十三号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四の四を次のように改める。

四　既設校等について

㈠　既設校等については、第二の四の規定を準用すること。

㈡　二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の㈡において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の㈡において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等の学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校の学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学部等からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。

ア　第四の一において準用する第二の一の㈢において準用する第一の一の㈨の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。

イ　第四の一において準用する第二の一の㈢のア及びイの規定は、適用しないこと。

ウ　第四の四の㈠において準用する第二の四の㈣の規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等、高等専門学校、学部等又は高等専門学校の学科のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われなければならず、かつ、適正な償還計画が策定されていなければならない。

附　則

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第十四号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

文部科学大臣　馳　浩

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四の三を次のように改める。

三　既設校等について

㈠　既設校等については、第二の三の規定を準用すること。